

第684回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成29年6月12日（月）

午後 3 時 30 分開会

○青少年課長 それでは、事務局から本日の傍聴人の数についてご報告いたします。

本日の傍聴人は 1 人となってございます。よろしければ、入場いただこうと思います。よろしくお願ひします。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 皆様、こんにちは。まだお見えでない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、これから始めさせていただきます。

それでは、会長、議事進行についてよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 684 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

皆様方のお手元の「次第」に従いまして、まず、条例に基づく事務の施行経過等について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等につきまして説明いたします。資料の 1 ページをお開きください。

前回の審議会以降の 5 月 15 日から 6 月 11 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

不健全図書指定につきましては、前回審議会のご意見を踏まえまして、指定図書類を決定の後、5 月 19 日に告示いたしました。

その他、ファミリー e ルール講座や、出前講演会等を実施してございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。過去 1 年間の不健全図書類の指定実績でございます。

次に、4 ページをご覧ください。過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。こちらにつきましては、前回までは当該年度の指定実績等を掲載しておりましたが、不健全図書類の回数計上が、過去 1 年間の指定実績としていることを踏まえまして、今回から過去 1 年間の指定実績を掲載することといたしました。

続きまして、5 ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の 5 月分の状況でございます。平成 29 年 5 月までに委嘱しております協力員は 866 名、5 月の活動者数は 54 名、調査店舗数は 232 店舗でございます。この表は、各店舗におきまして、指定図書類、表示図書類、類似図書類につきまして、協力員

が行った包装及び区分陳列等の実施状況の調査結果でございます。今回は、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページには、都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等への実態調査結果を記載してございます。

1番目の表、書店への立入調査では、指定図書類の取扱不適切が4店舗、表示図書類の取扱不適切が4店舗、類似図書類の取扱配慮なしが3店舗ございました。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、特に問題はございませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックスにて、青少年制限掲示がないものが1店舗ございましたので、条例を遵守するよう指導いたしました。

また、ネットカフェにおいて、フィルタリングを導入していない店舗が1店舗ございましたので、その場でフィルタリングの導入について、協力依頼しました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

①は、5月末現在の区市町村別届出台数一覧でございます。設置箇所数は27カ所、設置台数は71台で、前月から変動はございません。

自動販売機立入調査につきましては、9台調査をいたしました。そのうち届出内容の表示がないものが1台あり、条例を遵守するよう指導いたしました。

条例に基づく事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。ただいまのご説明についてご質問等がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○谷代委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、立入調査等の実施状況ということで5月分を聞かせていただいたのですけれども、調査地域ということで、書店は6区市町ということと、ゲームソフト専門店の立入は2区市ということで、それぞれその時々によって調査区域というのは変わってくると思うのですけれども、幾つの区域へ行くかというのは決まっているのですか。その都度違う、区域は違うのですけれども、2区だけとか、何市行くとかと

いうのは決まりがあるのでしょうか。

- 健全育成担当課長 決まりについては特にございません。なるべく偏りのないように、という事で選定して、実施しているところです。
- 谷代委員 調査内容を見ますと、調査区市が多いと、不適切とかが多く出やすいと思うのですが、そういったデータになると、月によって、不適切というデータが多く出てしまったり、ということになると思うので、そういう調整というのはどうなさっているのか、お聞きしたかったのですけれども。
- 健全育成担当課長 協力員の方の活動状況もございます。それとあわせて、当方で立入調査に行っているといったところの兼ね合いもございますので、それ全てにおいて偏りがないようにしております。もちろん区によって店舗数も違いますので、その辺を勘案しながら適宜立入を実施しているといったのが現状でございます。
- 谷代委員 そうしますと、例えば、一番最初の書店等への立入調査は、区では豊島区、北区、板橋区、練馬区と今回なっておりますが、翌月はこの区ではなくて、別の区にするとか、そういうような形でローテーションをして、年間で大体同じ回数、その区に、その地区に行くように、そういう計画を事務的に立てておられるということでしょうか。
- 健全育成担当課長 そのとおりでございます。それから協力員の方から、ここの店舗で違反がありましたよと連絡があると必ず立入りには行っておりますので、それで若干計画はずれてくるのですけれども、そういうふうに行っております。
- 谷代委員 何度も申し訳ありません。そうしますと、この書店等の立入りは6区市町ということで、どこの区がというところがはっきりわかりません。全部一括したトータルとして出されている状況ですけれども、細かく分析というのはないのでしょうか。
- 健全育成担当課長 もちろん当方で立ち入っておりますので、この区の中の書店で指定図書があったといったところは把握しているところなのですけれども、資料には記載していない状況でございます。
- 谷代委員 わかりました。詳しくご質問して申しわけありませんでした。
- 会長 ご質問よろしゅうございますか。ほかにはいかがでしょうか。

私から一つ。今回は7ページですか、自動販売機の立入検査で、表示事項の届出表示がないというものが1台ございました。これは条例の13条の3で、自動販売機を設置したときは見やすい箇所に届出事項というのを記載しなければならないということになってはいますが、

それが全然なされていなかった、というような事案なのでしょうか。

○健全育成担当課長　こちらは9台実施しましたところ、新しく入れかえた1つの機種で、その表示がされていなかったということです。おっしゃるとおり、条例で届出を行ったものは、自動販売機それぞれに業者名とか、管理者名、あと住所といったものを表示するように定められておりますけれども、自動販売機の1台について、それがなかったということでございます。その後、当方で確認いたしましたところ、忘れていたという話がありましたので、すぐにやるようにということで指導しています。さらに指導後もう一度立入調査をやりまして、それでも改善がされていない場合は警告、それでもされない場合は10万円以下の罰金という流れになっているものでございます。

○会長　ありがとうございました。ほかにはご質問いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○会長　それでは、ご質問がございませんので、次の調査審議事項に移りたいと思います。本日は、計3誌の不健全図書類の指定について、審議をいたします。

調査審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長　それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長　それでは、本日の諮問事項について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

今回は、『SPコミックスタイケン交差点X(エックス)一ホントにあった赤裸々秘話一』ほか、計3誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくをお願いいたします。

○会長　それでは、この諮問事項について、詳細にご説明をお願いいたします。

○青少年課長　それでは、審議用資料の1ページをご覧ください。諮問第1089号でございます。

さらに2ページ目にごございます、諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成29年5月1日から5月29日までの間に、都内のコ

コンビニ、書店等から購入いたしました計 126 誌のうちから、9 ページ、10 ページに記載して
ございます条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定
したものでございます。

今回諮問する図書類は 3 誌でございます。1 誌目は、『SP コミックスタイケン交差点 X (エ
ックス) 一ホントにあった赤裸々秘話一』、平成 29 年 5 月 23 日、株式会社リイド社の発行
でございます。過去 1 年間の指定回数は 2 回でございます。

2 誌目は、『ヤリすぎパーリィナイ!』、平成 29 年 5 月 20 日、株式会社海王社の発行で
ございます。過去 1 年間の指定はございません。

3 誌目は、『BAMBOO COMICS COLORFUL SELECT ウラガワ』、平成 29 年 5 月 31 日、
株式会社竹書房の発行でございます。過去 1 年間の指定回数は 1 回でございます。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。該当指定基準は、いずれも施
行規則第 15 条第 1 項第一号イ・ロでございます。購入場所はいずれも書店でございます。

今回の諮問図書類につきましては、本審議会の諮問に先立ちまして、6 月 7 日に自主規制
団体から意見を聴取して、3 ページから 5 ページに取りまとめてございます。

3 ページをご覧ください。1 誌目につきましては、「指定やむなし」の意見が 8 名で、その
主な内容は、「全編をとおして性描写が多く、卑わい、絵が巧みなことがかえって卑わいな感
じがする。指定該当」などでございます。

「指定非該当」は 8 名おりまして、その主な内容は、「性描写は許容範囲内で、人格を否
定するような要素も少ない。指定非該当」などでございます。

4 ページをご覧ください。2 誌目につきましては、「指定やむなし」の意見が 8 名で、その
主な内容は、「性器の修整について、男性器の形状がそのまま描かれている部分がある、擬音、
体液描写が多い。指定該当」などでございます。

「指定非該当」は 7 名で、その主な内容は、「性描写シーンが多く、一部性器がわかる部
分があるものの、修整がされており、全体的に卑わい感はない。指定非該当」などござい
ます。

なお、関連会社であるため、意見表明なしの方が 1 名いらっしゃいました。

5 ページをご覧ください。3 誌目につきましては、「指定やむなし」の意見が 10 名で、そ
の主な内容は、「性器は修整されているが、内容や設定が現代の青少年の関心が高いものであ
るため、健全な成長を阻害するがある。指定該当」などでございます。

「指定非該当」は 6 名で、その主な内容は、「修整が十分になされており、性的感情をそれほど刺激しないと感じる。内容的にもそれほど問題がないように思う。指定非該当」などでございます。

不健全図書類の指定の諮問については以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございます。ただいまの課長の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

自主規制団体の意見聴取で、第 1 誌目は、ちょうど指定該当が 8 名、それから、非該当が 8 名ということで同数になっていますが、今までこういう、ちょうど半分で割れたような事例というのはございますか。結構ありますか。

○健全育成担当課長 今までも割れることはございます。

○会長 同数ぐらいで、半々ぐらいになることはございますかね。

○健全育成担当課長 はい。

○会長 それでは、課長の説明にご質問等ないようでしたら、各自各委員の方、審査に入っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

○E委員 3 誌とも、ほぼ全編性描写が多いということ、そして卑わいだということで、指定でぜひお願いしたいと思います。

○I委員 私も同じく 3 誌とも指定でお願いします。竹書房、それからリイド社、作者の八月薫さん。名前も覚えているぐらい、またかなという。こういう作品を作り続けているのかなと思いますが、青少年健全育成としては、不健全図書ということで指定をお願いいたします。

○D委員 私も指定やむなしと思います。3 誌ともです。1 冊目ですか、これも性行為の描写が多いですし、露骨で、卑わいな感じを受けますし、しっかり修整されている、と書いてありますけれども、そのように感じません。擬音とか、体液とかいろいろ描写が多いし、青少年にはやっぱり刺激が強いと思われれます。

また 2 誌目なんですけれども、自主規制団体の聴き取り結果では青少年の性的刺激を目的とした内容ではないと感じる、ということをおっしゃっておりますが、どのぐらい書いたら刺激を受けるのでしょうか、と私は思います。3 誌とも指定でお願いいたしま

す。

○B委員 私も3誌とも指定でお願いします。やはり、先ほどI委員からもありましたように、毎年同じような発行会社で指定が出ているということは、どこまで毎年同じように追いかけたらいいのかな、と不安に思ってしまうこともあります。毎回、修整という部分が気になっているところで、基準が曖昧ではないかなと思いますし、より一層刺激するような修整というのがどこまでなのかということもあります。やはり自主規制団体の方たちも、もう少し青少年に向けて、そこも評価としては考えていただきたいと思います。

1誌目も、やはり修整が甘いというところと、あと指定等非該当のところ半々ということと、保留が今回全くないというところが、二つに分かれているところも気になっているところでは、指定というところは埋もれて評価が曖昧となり、と書いてあります。その評価の仕方というのが、それぞれどう捉えているのかということがあるかだと思います。私たちが判断するのに、修整が甘ければ全体的に見て指定ではないかな、と私は判断したいと思うのですが、こういうふうに曖昧にとられるというところが、どういう基準で見ているのかな、と不安に思います。

2誌目も、やはりこちらにも修整や体液というところもかなりありますし、そこも少し気になる場所です。あと指定非該当の下から四つ目のところですね。形状とか、露骨に描かれている描写が4カ所あるということは指定該当だけれども、「全編大部分」というところでは、指定というところは埋もれて評価が曖昧となり、と書いてあります。その評価の仕方というのが、それぞれどう捉えているのかということがあるかだと思います。私たちが判断するのに、修整が甘ければ全体的に見て指定ではないかな、と私は判断したいと思うのですが、こういうふうに曖昧にとられるというところが、どういう基準で見ているのかな、と不安に思います。

3誌目は、犯罪を誘発するようなストーリー性もありますので、そういった部分、内容についても指定にしたいと思います。

以上です。

○南委員 3誌とも指定でお願いします。

○森山委員 3誌とも指定でお願いします。

○C委員 自主規制団体からの聴き取り結果では、3誌とも、指定該当と非該当が本当に割れているんですね。真っ二つに割れているような状況なんですけれども、これがなぜかということに関して何度も言っているのですが、ちょっとくどいように恐縮なんですけれども、最初の八月薫さんの指定に関しては、過去にも、八月さんはベテランの作家ですから、何回か指定されておりまして、私もリイド社の担当編集者と話をしたこともあるのですが、やはり、ひとつご覧になってわかりますけれども、絵は上手なんですね。上手であるがゆえのり

アリティーがあると感じられるし、極端に性描写をするときのシーンの書き方が非常に露骨な感じを受けるということ、これは間違いないと思いますね。5月の出版倫理協議会で、「東京都の青少年健全育成審議会では、局部を白く消せばいいのかという議論がある。性行為全体に修整が求められているのではないか。局部のみの修整では、今後も指定される可能性がある。」という発言をしました。その他にも、「問題なのは、人格否定や暴力、虐待がセックスに伴うことだ。」ということも言ったのです。出版倫理協議会ではこの点ではある程度理解されたと思うのですけれども、各社に伝わるには、今度、雑誌協会の編集倫理委員会から直接話をする必要があるということですね。

それぞれの出版社でも、内部で話し合いはしていると思うのですけれども、どうしてもアリティーを出したいとか、強調したいというところで、自主規制団体の票が割れているように、それをちゃんと編集者が理解してやったと判断するか、そうじゃなくて、これは青少年に対して、ややもすると問題があると感じるかの差ですよ。

この2番目の『俺たちで4Pしようぜ』という、「セックス、4Pしようぜ」という帯がついているのですけれども、これもいわゆるBLものなのですから、どっちかというところ、先ほども言いましたように、性器の消し、あるいは体液描写、擬音描写が多くて、ちょっと配慮が足りないと思いますね。

3番目の『ウラガワ』、これも内容はコミカルなんですけれども、どうも擬音とセックスシーンが短編の中に幾つも出てきますので、やはり性描写の必然性がどこにあるのかと思うぐらい繰り返し出てくるところに問題点があります。

私も3誌とも区分陳列やむなしと思います。

以上です。

○会長 専門的なご説明をいただきありがとうございました。また、当審議会で議論になっている修整の仕方についても、そういう出版の関係の皆様にはフィードバックしていただいていることを知りました。

○C委員 これは賛否あると思うのですけれども、例えば、一般的に売られている、総合週刊誌の中にあるコミックでは、セックスの全体が見えず、少なくとも性器も分からないようにしているものもあります。私は消すなら局部を消すんじゃなくて性行為全体をボカしてはどうか、ということはあるんです。それがどう伝わるかわかりませんが、この条例に沿った形で考えますと、15条のイとロは著しく性的な感情を刺激するとか、卑わい感を与

えるとか、露骨に描写し、というところがあって、コミックをご覧になったらわかりますけれども、性行為とか、男女の性のシーンなんかは結構あるんですよ。だけど、それが卑わい感を与えるか、それとも子供に対して明らかに悪影響を与えるかとなると、これは論議の対象にはなると思うんですね。

ただ、BL に関しては、私もちょっと分からないんです。これはどうやって読まれているのかなと思うぐらい新しい分野で、ちょっと判断しかねているところがあるのです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。G 委員いかがでしょうか。

○G 委員 3 誌とも指定該当でお願いいたします。

○会長 H 委員いかがでしょうか。

○H 委員 基本的な部分でお尋ねしたいのは、ここに 16 名の方が自主規制団体ということで意見を述べておられますけれども、具体的にどういった方なのかというのを、もう少し見えるような形にしていただければ、それぞれのご意見の背景みたいものも理解できるのかなと思うので。

今回も 8 対 8 ということで、どちらのおっしゃっていることも一理あるな、と思います。ここへ来まして本を見て、この聞き取り内容を見て判断させていただくのですけれども、この聞き取り内容の部分がかなり影響があるといいますか、私としては専門家といいますか、業界の方はこう見ているのかなと思いますので、そのあたり背景といいますか、どういった方々が、ということが分かればありがたいと思いましたのが一つ。

それから、まだ参加した回数が少なく、なかなか判断基準というのがよくつかめなくて、委員になるときに、事務局の方から大体のお話を伺ったのですけれども、それでも実際にこうやって当たってみますと、なかなか判断できない。今、C 委員のお話を聞きまして、非常に参考になりまして、こういったお話を例えば C 委員からレクチャーを受けるとか、実際にこういった本に当たってこうじゃないかとかというようなご意見を聞く機会があったら、ありがたいなと思います。

今回につきましては、3 誌とも指定やむなしと思いますけれども、ちょっとそういったところを感じたところでしたので、お話ししました。

○会長 いいご意見をありがとうございます。不健全図書の指定に際しては、青少年の健全育成の目的であっても、表現の自由の抑制になってはいけないということで、条例で慎重な

手続を定めているわけでございます。条例 18 条の 2 の第 2 項には、必要に応じて自主規制団体の意見を聴かなければならないという記載があるわけですが、今のご質問は、自主規制団体はどういうメンバーの方が選出されておられるのか、どのように、事務局と事前のやりとりをしておられるのかというところを少し詳細にお聞かせいただきたいということでございます。

それからもう一つは、実際、出版業界の方々のご調整を図っておられる専門の方から一度レクチャーを受ける機会を、検討してみたいというご意見でございます。事務局からご回答をどうぞ。

○健全育成担当課長 それでは私から説明いたします。まず、日本書籍出版協会の方が 2 名です。日本雑誌協会の方が 6 名いらっしゃいます。日本出版取次協会の方が 3 名いらっしゃいます。東京都書店商業組合の方が 3 名いらっしゃいます。出版倫理懇話会の方が 1 名、首都圏新聞即売懇談会の方が 1 名、東京都古書籍商業協同組合の方が 1 名、日本フランチャイズチェーン協会の方が 1 名、以上 18 名の方がいらっしゃいます。

○会長 C 委員のほうがこの経緯とかについて、お詳しいと思いますので、補足していただければ。

○C 委員 出版社、いわゆる版元、雑誌を出したり、本を出したりという出版社のメンバーが 9 人なんですね。それから、流通の過程で関わるところが取次というところでして、これが 3 名、それから、コンビニ、書店、これがあわせて 4 名、あと駅などの売店、古書販売店が 1 名、1 名とこうなります。大体分けるとそうなるので、これが出版物、主にコミックをつかって売るという業界団体になるのですね。

○会長 きょうは時間の関係もあるかと思いますが、事務局の方で十分ご相談されて、自主規制団体の意見聴取の位置づけとか、あり方、歴史、そういったようなことをまとめて報告していただければと思います。よろしいですか。

○青少年課長 承知いたしました。

○会長 それでは続けてまいりたいと思いますが、中崎委員いかがでしょうか。

○中崎委員 私も 3 誌とも指定でお願いします。

○副島委員 3 誌とも指定でお願いいたします。

○会長代理 3 誌とも成人コーナーで売っていただくべきものかと思いますが。

○会長 私も 3 誌とも条例に該当するというところで、指定やむなしだと思います。

それでは、委員の皆様、いずれもこの3誌について、条例に基づき指定をするということになりました。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、そのように答申をさせていただきます。では、その他について事務局から引き続きお願いをいたします。

○青少年課長 続きまして、事務局から都民からの申出のご報告をさせていただきたいと思っております。12ページをご覧ください。

5月処理分の都民の申出はメールによるものが4件と、郵送によるものが1件ございました。いずれも不健全図書類の指定等に関することでございます。

まず、メールによる申出の内容、内訳は、性的な描写に関するものが3件と、犯罪の誘発に関するものが1件ございました。

性的な描写に関するものの3件のうち2件につきましては、同一の図書類に関するご指摘でございます。調査、購入し、内容を確認した結果、条例施行規則第15条に定める不健全図書類の基準には該当しないと判断したものでございました。

残る1誌につきましては、漫画の画像が添付されていたものでございますが、具体的な図書類等の明記がなく、発行、販売状況の確認ができませんでした。申出人には、一般的な条例の取扱について回答させていただきました。

また、犯罪の誘発に関する申出につきましても、調査、購入し、内容を確認いたしました。条例施行規則第15条に定める不健全図書類の基準には該当しないと判断いたしました。

最後に郵送による申出につきましては、性的な描写に関するものではございました。該当図書類のコピーが添付されてございましたが、内容を確認したところ、表示がついた図書類として販売されているものでございました。

都民の申出につきましては以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、以上で調査審議事項は終了となります。

では課長から、傍聴人の再入場に当たってのご注意をお願いします。

○青少年課長 では、傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまっていた

きますよう、よろしくお願ひいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からよろしくお願ひします。

○青少年課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書 3 誌につきまして諮問を行いまして、3 誌とも東京都青少年健全な育成に関する条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

続きまして、前回の審議会の議事録につきましては、現在公表の準備をしているところでございます。公表の準備ができましたら、議事録の中で、行政機関の委員の方を除きまして、お名前等の伏せ字を行い、東京都ホームページ及び都民情報ルームにおきまして公開いたします。

第 682 回の議事録につきましては、本日配付をさせていただきます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は 7 月 10 日月曜日の 15 時 30 分からでございます。どうぞご出席の方、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 4 時 13 分閉会